

対象医療機関の長 殿

沖縄県保健医療部
保健医療総務課長
(公 印 省 略)

「看護職員等処遇改善事業」に係る補助事業の実施について

平素より、本県の保健医療行政の推進につきましては、ご支援、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 1 % 程度（月額 4,000 円）引き上げるための措置を、令和 4 年 2 月から前倒しで実施することとされたことを踏まえ、別添のとおり「看護職員等処遇改善事業の実施について」通知があります。

本事業の対象となる医療機関は、令和 4 年 2 月 1 日時点において、①診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ令和 2 年度 1 年間における救急搬送件数が 200 件以上、又は②三次救急を担う医療機関（救命救急センター）であり、また、賃金改善等の要件として、令和 4 年 2・3 月分（令和 3 年度中）から実際に賃上げを行っていることなどが必要となります。

つきましては、看護職員の収入を引き上げるための必要な経費について、本県において補助することとしておりますので、趣旨をご理解の上、申請等を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 問合せ先

(1) 本事業の内容等に関すること

厚生労働省医政局設置のコールセンター ※令和 4 年 1 月 17 日頃稼働予定
(連絡先は後日、下記の厚生労働省 HP「看護職員等処遇改善事業」へ掲載予定)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00005.html

2 申請先及び提出書類について

※本事業について、必ず別添の「看護職員等処遇改善事業実施要綱」を確認ください。

(1) 『(様式)賃金改善開始報告書』賃金改善を開始した月(令和 4 年 2 月又は 3 月)に提出

提出期日：2 月に開始した場合：令和 4 年 2 月 28 日 (月)
3 月に開始した場合：令和 4 年 3 月 23 日 (水) ※必着

提出方法：郵送又は下記担当のメールあて提出

(2) 『別紙様式 1 看護職員等処遇改善事業 賃金改善計画書』

(1) の「(様式)賃金改善開始報告書」を提出した上で、令和 4 年 4 月中に提出。

(国の交付要綱は令和 4 年 4 月発出予定。別途、ご連絡いたします。)

提出期日：令和 4 年 4 月 25 日 (月) ※予定

3 提出先

〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県保健医療部保健医療総務課 看護班

4 実施要綱及び提出様式等の入手方法について

当課ホームページからダウンロードをお願いします。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/hokeniryo/kango/shogukaizen.html>

< 担当 >

保健医療総務課 看護班 真栄城・平良
TEL: 098-866-2169 / FAX: 098-866-2638
メール: meshromt@pref.okinawa.lg.jp (真栄城)